

秋田市立中央図書館明德館広告掲出要領

平成26年6月6日
市長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、秋田市広告掲載要綱（平成19年10月31日市長決裁）第5条から第7条までの規定に基づき、秋田市立中央図書館明德館（以下「明德館」という。）内部の壁面等への広告物の掲出（以下「広告掲出」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 壁面等 壁面、床面、天井、柱、階段その他明德館内部の構造物の表面をいう。
- (2) 許可 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定による行政財産の目的外使用許可をいう。
- (3) 広告物の内容 広告物で使用されている表現、文言、デザイン、色使い等をいう。

(広告掲出の基準)

第3条 明德館の壁面等に掲出する広告物は、秋田市広告掲載基準（平成19年10月31日市長決裁。以下「基準」という。）に適合するものでなければならない。

(広告掲出の場所、方法等)

第4条 明德館の壁面等に掲出を行う広告物の場所および位置は、明德館

の用途又は目的を妨げない限度において、教育長が定めるものとする。

- 2 明徳館の壁面等に掲出を行う広告物の形状、規格、表示方法、付帯条件等は、明徳館の用途又は目的を妨げず、かつ、明徳館の実情に適合する限度において、教育長が定めるものとする。

(広告物の製作、掲出および撤去)

第5条 明徳館の壁面等に掲出する広告物は、広告主が経費を負担するものとし、広告主は、教育長の指定する仕様に従って製作し、掲出し、および撤去するものとする。

- 2 広告主は、広告掲出およびその撤去を行おうとするときは、明徳館の用途もしくは目的又は明徳館における業務に支障が生じないよう教育長と協議の上、日程および工程等を決定し、教育長の指示に従って施工するものとする。

- 3 広告物の撤去により明徳館の壁面等の表面、塗装、構造等を毀損し、又は破損したときは、広告主が経費を負担して原状回復するものとする。

(広告掲出の募集)

第6条 広告主の募集は、教育長がその期間、場所、位置、枠数、掲出条件等を決定の上、市ホームページへの掲載その他の方法で行うものとする。

(広告掲出の審査)

第7条 教育長は、広告掲出を行おうとする者に対して、広告物の内容を記載したデザイン素材、ラフ・スケッチその他審査の合否を判断するため必要な資料の提出を求め、審査を行うものとする。

- 2 教育長は、前項の審査の結果、広告物の内容等が基準に抵触し、又はそのおそれがあると認めるときは、広告掲出を行おうとする者に対して

広告物の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲出の許可)

第8条 前条第1項の審査に合格した者は、秋田市財務規則（平成9年秋田市規則第37号）に規定する行政財産の使用許可手続等により教育長の許可を受けなければならない。

(広告掲出料)

第9条 広告主が、広告掲出に伴い秋田市に納入する広告掲出料は、次に定めるものとする。

(1) 広告料（広告取扱に係る料金で、類似広告の市場価格等を勘案して市長が定めるものとする。）

(2) 使用料（広告の設置に伴う行政財産の目的外使用許可に係る料金で秋田市行政財産使用料条例（昭和51年秋田市条例第24号）の規定に従い算定したものとする。）

2 広告掲出料は、市長があらかじめ指定した期日内に納付しなければならない。

(広告掲出の期間)

第10条 広告掲出の期間は、1月単位とする。

2 教育長は、広告主が希望する場合は、複数月の広告掲出を認めることができる。

(広告物の内容等の修正)

第11条 教育長は、広告の内容、デザイン等が各種法令等に違反している、もしくはそのおそれがある、又は基準に抵触していると判断したときは、いつでも広告主に対して広告の内容等の修正を求めることができる。

(広告物の内容等の変更)

第12条 広告主は、明德館の壁面等に掲出した広告物の内容等を変更しようとするときは、あらかじめ第7条と同様の審査を受けなければならない。

(広告掲出の許可の取消し又は停止)

第13条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告主への催告その他の手続を要することなく広告掲出を取り消し、又は各号に掲げる事由が解消されるまでの期間、広告掲出を停止することができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲出料の納付がないとき。
- (2) 指定する期日までに広告の掲出がないとき。
- (3) 第11条の規定による広告物の内容等の修正を広告主が行わないとき。
- (4) 広告物の内容等が、各種法令又は基準に違反している、もしくはそのおそれがある場合であって、第11条の規定によっても解消できないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、広告掲出を継続することが適切でないと教育長が判断したとき。

2 広告主は、前項の規定により広告掲出の許可の取消しがなされた場合は、速やかに当該広告物を撤去しなければならない。

(広告掲出の取下げ)

第14条 広告主は、自己の都合により広告の掲出を取り下げることができる。

2 前項の規定により広告掲出を取り下げるときは、広告主は書面により教育長にその旨を申し出なければならない。

3 教育長は、第1項の規定により広告主が広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲出料は返還しない。

(損害賠償責任)

第15条 広告主は、広告掲出方法の瑕疵等自己の責めに帰すべき事由により、明德館を毀損し、もしくは破損し、又は来庁者、利用者等に損害を与えたときは、誠意をもって損害賠償等に当たる責務を有する。

(広告掲出料の還付)

第16条 既に納付した広告掲出料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰すことができない事由により、広告掲出を停止し、又は許可を取り消したときは、この限りでない。

2 還付する額は、広告掲出に係る期間を1月単位で認定し算出するものとする。この場合において、広告掲出の期間に1月未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(広告主の責務)

第17条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないことおよび広告の内容等に関する財産権の全てにつき権利処理が完了していることを、教育長に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被った旨の請求がなされた場合は、広告主の責任および負担において解決することとする。

(委任)

第18条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成26年6月6日から施行する。